3　第一項に規定する第三年度の課税期間とは、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住用賃貸建物の課税仕入れの日（当該居住用賃貸建物が第十二条の四第一項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日）をいい、第一項に規定する課税賃貸割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該事業者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいい、前項に規定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日から当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間（以下この項において「課税譲渡等調整期間」という。）に行つた当該居住用賃貸建物の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け（課税賃貸用に供したものに限る。）の対価の額の合計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

4　居住用賃貸建物について第十二条の四第二項の規定の適用を受ける場合における前三項の規定の適用その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条第三項第三号中「同項に規定する高額特定資産に」を「高額特定資産（同項に規定する高額特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）に」に、「同項に規定する建設等」を「建設等（同項に規定する建設等をいう。同号において同じ。）」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該事業者が第十二条の四第二項に規定する場合に該当するとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　高額特定資産である棚卸資産若しくは課税貨物又は同項に規定する調整対象自己建設高額資産について前条第一項又は第三項の規定の適用を受けた課税期間の初日から同日（当該調整対象自己建設高額資産の建設等が調整適用日（これらの規定に規定する場合に該当することとなつた日をいう。）の前日までに完了していない場合にあつては、当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日）以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

第三十七条第四項中「又は同項第三号」を「、同項第三号」に、「の属する」を「又は同項第四号に規定する調整適用日の属する」に改める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（法人の確定申告書の提出期限の特例）

第四十五条の二　前条第一項の規定による申告書（以下この条において「消費税申告書」という。）を提出すべき法人（法人税法第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）（同法第百四十四条の八（確定申告書の提出期限の延長の特例）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける法人（第六十条第八項の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人を除く。）に限る。）が、消費税申告書の提出期限を延長する旨を記載した届出書（次項及び第三項において「延長届出書」という。）をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度（同法第七十五条の二第一項の規定により同法第七十四条第一項（確定申告）又は第百四十四条の六第一項若しくは第二項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている事業年度（同法第七十五条の二第九項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により同法第七十五条の二第一項の規定の適用がないものとみなされる事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税申告書の提出期限にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

2　消費税申告書を提出すべき法人（法人税法第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受ける連結親法人（同法第二条第十二号の六の七（定義）に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又はその連結子法人（同法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）に限る。）が、延長届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する連結事業年度（同法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）（その提出をした日が連結事業年度終了の日の翌日から四十五日以内である場合のその連結事業年度を含む。）以後の各連結事業年度（同法第八十一条の二十四第一項の規定により同法第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）に規定する申告書の提出期限が延長されている連結事業年度（同法第八十一条の二十四第四項の規定により同条第一項の規定の適用がないものとみなされる連結事業年度を含む。）又は連結親法人につき同法第八十一条の二十四第一項の規定により同法第八十一条の二十二第一項に規定する申告書の提出期限が延長されている場合におけるその連結子法人の連結事業年度（連結親法人につき同法第八十一条の二十四第四項の規定により同条第一項の規定の適用がないものとみなされる場合におけるその連結子法人の連結事業年度を含む。）に限る。）終了の日の属する課税期間に係る消費税申告書の提出期限については、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税期間の末日の翌日から三月以内とする。

3　前二項の規定による延長届出書を提出した法人は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4　前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間以後の事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間については、第一項又は第二項の規定による届出は、その効力を失う。

5　第一項又は第二項の規定の適用を受ける法人は、これらの規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期間の消費税の額に、当該課税期間終了の日の翌日以後二月を経過した日からこれらの規定により延長された提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税をその計算の基礎となる消費税に併せて納付しなければならない。

6　第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税期間の末日の翌日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該課税期間に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定を適用することができる。

7　第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十六条第一項中「前条第一項第五号」を「第四十五条第一項第五号」に、「前条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に改める。

第四十六条の二第一項中「若しくは前二条」を「、第四十五条若しくは前条」に改める。

第五十二条第三項、第五十三条第四項、第五十四条第三項及び第五十五条第五項中「延滞税」の下に「及び利子税」を加える。

第五十七条第一項第二号の二中「第十二条の四第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項第三号中「又は第四十二条第九項」を「、第四十二条第九項又は第四十五条の二第三項」に改める。

別表第一中「第十二条の三」の下に「、第三十条、第三十五条の二」を加え、同表第十三号中「ものに」を「場合（当該契約において当該貸付けに係る用途が明らかにされていない場合に当該貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らかな場合を含む。）に」に改める。